

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 7 年 3 月 17 日付け 6 建政技第 374 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け 元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（1）業務名

令和 8 年度 長野県盛土等情報管理システム構築業務

（2）業務の目的

本業務は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）に基づく盛土等に関する許可・届出等の情報及び既存盛土等の情報とあわせて、都市計画法の開発許可の情報に関しても一体的に管理し、GIS と連携したシステムを構築することを目的とする。

（3）業務内容

ア 業務対象区域

長野県全域

イ 業務概要

特記仕様書のとおり

（4）技術提案を求める具体的内容

ア 技術提案の内容

テーマ 1 『利用者の利便性向上を図るシステム設計に関する提案』

視点：盛土等情報の登録・更新・検索・閲覧等が簡単かつ効率的に行えるような画面構成や操作性、機能配置のシステム構成について提案されているか。

テーマ 2 『将来的なシステムの拡張性含む保守管理サービスに関する提案』

視点：制度変更や機能追加に対応できる柔軟なシステム構成及び運用開始後の保守体制や継続的な改善方法が提案されているか。

テーマ 3 『既存台帳情報の取り込み・連携方法に関する提案』

視点：既存の台帳情報（紙媒体、電子データ等）については、整理・加工を含めた効率的なシステムへの取り込み方法および一元管理の実現方策について提案すること。

なお、当該提案は将来的なデータ活用を見据えた方針・手法の提示を求めるものであり、本業務においてデータ移行作業の実施を義務付けるものではない。

テーマ 4 『開発許可との具体的な連携方法に関する提案』

視点：盛土規制法と開発許可の情報を適切に紐付け、業務の流れに沿って連携・更新できる具体的な仕組みが提案されているか。

イ 業務の実施体制

業務の実施体制と社内のバックアップ体制や、県窓口との連携方法

ウ 業務についての実績

管理技術者、照査技術者、担当技術者等について、本業務に活かすことができると考える過去の業務実績

エ 業務等に関する経費及びその内訳

(5) 履行期限 令和9年3月24日

(6) 業務実施上の要件

ア 業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。

イ 業務契約期間中の諸会議のための資料、報告書の概要版、広報用資料等の作成に係る費用は受託者の負担とする。

ウ 本業務の実施にあたり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議すること。

(7) 成果品

ア 報告書

イ 長野県盛土等情報管理システム

ウ 操作及び運用マニュアル

エ システム設計書

オ システムテスト仕様書

カ システムプログラム仕様書

(8) 業務想定額 概ね53,000千円(税込)

(9) 支払い条件 前払金として、契約金額の3割の範囲内で支払うことができる。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること

ア「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日付け告示第640号)第1の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録を受けている者。

(2) 掲示日時時点で所属技術者が3名以上いること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 測量法(昭和24年法律第188号)第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

(7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

(8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。

(9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(10) 平成23年4月1日から掲示日の前日までに、国又は地方公共団体が発注した、GISシステム構築業務の実績を有していること。

(11) 当該業務の実施体制

ア 管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

- ・技術士 情報工学部門（科目指定なし）
- ・情報処理技術者（高度試験）
- ・情報処理技術者（応用情報技術者）

イ 照査技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。（管理技術者と兼務不可）

- ・技術士 情報工学部門（科目指定なし）
- ・情報処理技術者（高度試験）
- ・情報処理技術者（応用情報技術者）

(12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(13) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(16) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。

(17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（１）から（16）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の登録状況及び建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 資格は、技術士、情報処理技術者とする。
- ③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
- ④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 国または地方公共団体が発注し、掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。
(平成23年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。)
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県 建設部 都市・まちづくり課 都市計画係
 (係長) 宮崎 (担当) 高橋
 電話 026-235-7297
 ファックス 026-252-7315
 電子メール toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年8月19日(水)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付書類を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況(専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか

技術者		
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、都市・まちづくり課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、都市・まちづくり課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則として電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者を確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は、国または地方公共団体が発注し、掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。（平成23年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）

② 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

① 技術提案は簡潔に記載すること。

② 提案者（会社）名が特定できる記載はしないこと。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴のうち同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和8年8月24日(月)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メールとします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和8年8月26日(水))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年8月28日(金)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和8年9月7日(月)(変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁 会議室(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みの可否については、後日、参加申し込み者に通知します。また、技術提案書の補足説明資料は、10部用意をお願いします。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評 価 事 項		評価の視点（例）
配置予定の技術者の資格等 (15 点)	管理技術者 (10 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
	照査技術者 (5 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
動員計画及び費用 (10 点)	技術者動員計画、費用		・効率的な技術者動員計画（費用）となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (65 点)	技術提案の的確性（5 点）		・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか
	技術提案された技術内容を的確性・実現性等の視点で評価する（60 点）		・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか ・提案項目に適合した実現可能な提案であるか
技術者の技術力及び意欲等 (5 点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5 点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評 価 点 の 合 計 (100 点)			

（注）配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

（8） 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、都市・まちづくり課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

（9） 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、都市・まちづくり課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、都市・まちづくり課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法電子メールとします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

（10） その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

オ 本業務の受注者とは別途、保守点検業務について契約を締結する予定です。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

上記 3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第 8 条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。